

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和6年12月11日

金沢地方法務局

登記官 河村 朋幸

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第2200-2022-0141号	河北郡津幡町字倉見夕367番	墓地	135㎡

5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）

持分41分の12 脇坂弥兵衛エ

41分の21 大村兵左エ門

41分の2 大池弥左エ門

41分の4 坂本与助

41分の2 奥村清蔵

6 登記すべき事項

持分41分の21 表題部所有者として登記すべき者がいない。

[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]